

教育庁等職員の懲戒処分について

北 海 道 教 育 委 員 会
令 和 元 年 (2 0 1 9 年) 8 月 7 日 付
担当 総務政策局総務課人事グループ 内線 35-103

| 被 処 分 者 | 処分内容 | 事 案 の 概 要 |
|----------------------------|------|--|
| 道南地方教育局 船長 男性 (60歳) | 戒 告 | 平成29年 (2017年) 11月 8 日 (水)、実習船を航行させる際、船長として、海図を確認して出航予定経路上における浅所の存在を調べるなど水路調査を十分に行うべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠った。 この結果、実習船は浅所に乗り上げ、離礁作業が発生し、道に損害が生じた。 |